



労働問題を考えよう！

仕事のあれこれ基本Q & A


雇用環境が悪化した現在、給料カットやリストラが日常的に報道されております。このような現状では、働く人たちが自分と家族の身を守るために、働くためのルール（労働法）を知っておく必要があります。今回は、働く人の権利に大きな影響を及ぼす相談事例をQ & A形式でご紹介します。


 バイトの時給がすごく安いんですけど、どうにかならないの？

 時給等の給料は、働く人と雇い主との合意で決められるのが原則だよ。安い時給で働く合意を自分でしたのならば、それに従わなければならないんだ。昇給の交渉はできるけどね。ただし、地域別または産業別に一定額の給料を定めて、雇い主は原則それ以上の給料を支払わなければならないとする「最低賃金」という制度があるよ。北海道の地域別最低賃金は平成22年10月15日から時給691円だよ。

「最低賃金」以下の給料ならば、雇い主に給料を上げるよう求め、それでも上がらなければ司法書士や弁護士等の専門家に相談しよう。

また、一度決まっていた給料を下げるには、働く人の同意か、労働協約や就業規則の変更等が必要で、雇い主が勝手に給料を下げることは許されないんだ。


 同僚が上司から「明日から会社に来なくてよい」と突然言われて、僕も同じことを言われそうなんだけど・・・。


 まず、そういうことを言われたら、会社が首を切ろうとしているのか（解雇）、自主的な退職を迫っているのか（退職勧奨）をはっきりさせる必要があるよ。

もし退職勧奨ならば、それに拒否することもできるので、「私は働き続けます」とはっきり言うべきだね。


もし解雇であれば、いきなりの解雇（即時解雇）は原則認められず、少なくとも30日前に解雇の予告をするか、30日以上分の給料を支払わな


ければならないんだ。さらに、労災による療養期間や産休期間等は解雇が禁止されるし、解雇の事情によって「客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当」と言えない場合等には、解雇が無効になるんだよ。

 上司に命令されて残業をしているのに、残業代がもらえていない。

 1日8時間か1週間40時間以上働いた場合（時間外労働）と、夜10時から朝5時までの間に働いた場合（深夜労働）は、その時間分は通常よりも25%増しの給料がもらえるんだ。休日に働いた場合（休日労働）は35%増しだよ。さらに、中小企業以外は平成22年4月1日から、1カ月60時間以上の時間外労働について、その時間分は50%増しになるよ。

もし雇い主に支払うよう請求しても払ってくれないのなら裁判等を考える必要があるね。その場合にはたくさんの証拠があったほうが有利なので、早めに出勤簿やタイムカード・業務日誌・就業規則・社員名簿・賃金台帳等のコピーをとったり、毎日の出勤退社時間や労働内容を日記に書いておいたり、パソコンのログイン時間のデータをとっておいたほうがよいよ。もちろん夜中に会社に忍び込んだり、違法なことはしてはダメだけどね。

 給料を払ってもらえないまま、働いていた会社が倒産してしまったのだけど・・・。

 そのような場合には、独立行政法人労働者健康福祉機構というところが未払いの給料を会社に代わって立替払いをしてくれる場合があるよ。ただし、会社が倒産した日の6か月前の日から2年の間に退職している必要があり、また、立替払いを受けられるのは最大で6カ月分の未払い給料で、未払い分の80%が上限だよ。

労働基準監督署というところが窓口なので、そのような未払い給料があるのなら相談を試みるのがいいと思うよ。

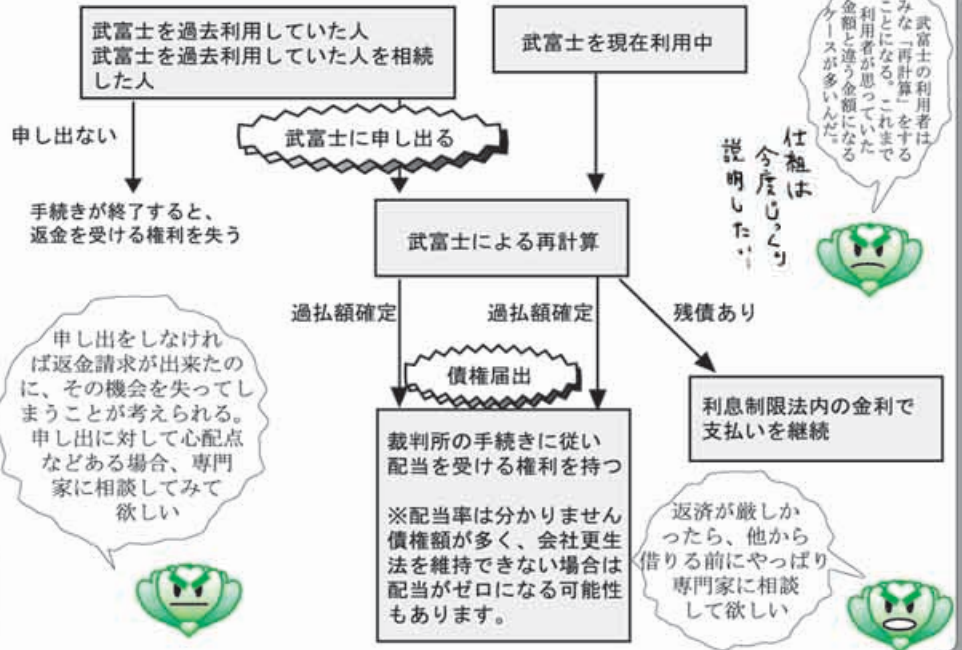
武富士破たん！

平成22年9月28日、国内の消費者金融の老舗にして大手の武富士が、東京地方裁判所に会社更生法開始決定申立てをし、事実上経営破たんしました。武富士の利用者はどうすればよいのでしょうか？

フローチャートにまとめてみました。

札幌司法書士会では、10月4日から7日間、武富士破たん110番を行いました。全道から436件もの問い合わせがありました。

申し出を自分でする場合の参考
会社更生手続に関する武富士のコールセンター 月～金 8:30～19:00
0120-938-685 0120-390-302



教えてきりちゃん！

質問コーナー

隣家が空き家で老朽化し、屋根が剥がれかけて、強風で飛んできそうな危険な状態にあります。どうしたらよいのでしょうか？

あなたが自分で隣家の屋根を直してあげたとすれば、修繕後の管理や、費用の償還の問題がありますし、壊したら損害賠償モノ。触らぬ神に祟りなし、です。

そこで、①特定行政庁※に相談して、建築基準法第10条による危険建物除去等の勧告→措置がなされない場合は命令→行政代執行の手順で進めてもらうか、②市区町村役場に相談して危険家屋の所有者（死亡している場合は、相続人）の調査と家屋の修繕・除去等の請求をしてもらう方法が考えられます。

①について、特に北海道が特定行政庁となる場合、行政代執行に至るケースはほとんどないのが現状で、対処に時間がかかる可能性が大きいのが難点です。

また、②について、所有者が行方不明の場合や、すでに亡くなっていて、相続人全員が相続放棄をしている場合は、危険家屋を管理してくれる人（前者を「不在者財産管理人」、後者を「相続財産管理人」と言います）の選任を家庭裁判所に申し立てることになります。しかし、申立人になると、財産管理人への報酬数十万円を予納しなければならない場合があり、役所は申立を躊躇することが多いと思います。相続放棄による場合には、放棄をした者にも、相続財産管理人に引き継ぐまで財産の管理を継続する義務がありますから（民法第940条）、これを引き合いに出して役所と相続放棄をした元相続人で話し合いの上、相続財産管理人の選任申立をしてもらうという方法が考えられます。

ちなみに、財産管理人には、行方不明者もしくは被相続人との利害関係の有無等が考慮され、弁護士、司法書士等の専門職が選任されることもあります。

※特定行政庁→札幌市、函館市、小樽市、釧路市、苫小牧市、室蘭市、旭川市、帯広市、北見市、江別市

なお、木造2階建家屋等、小規模な建物については、限定特定行政庁（石狩市、岩見沢市、登別市等。詳しくは、北海道の建築指導課にお問い合わせ下さい。）も勧告等ができますが、それ以外については北海道が特定行政庁となります。

札幌司法書士会法律相談のおしらせ
下記相談会を実施します。

【四士業合同無料相談会】（要予約）

11月7日（日）10:00～16:00
面談会場：札幌市中央区大通西13丁目中菱ビル3階
予約電話：011-520-1951（北海道社会保険労務士会担当 恩田氏）
※税理士、行政書士、社会保険労務士、司法書士による面談相談会です。

【労働トラブル110番】（予約不要）

11月23日（火・勤労感謝の日）10:00～16:00
相談電話番号：011-522-5576
※認定司法書士による電話相談です。
当日以降、この電話番号は、労働相談専用の受付電話になります。

当日以外は、無料法律相談センターへ！
011-272-9035 予約受付時間 月～金 9時～17時

編集後記

きりばたけ通信第3号、いかがでしたか？ 今回のメインボックスでも取り上げましたが、労働問題に関する相談が非常に増えております。そこで、11月23日より「労働問題相談センター」を新たに設置することとしました。また、司法書士がいなくても法律相談をすることができるよう、地元の社会福祉協議会さんの協力のもと、民生委員さんと意見交換を行うなど、札幌司法書士会は、より多くの方が相談を受けられる体制を少しずつ整えております。今後も、皆様のニーズに合った情報発信と活動を心がけてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(Y. I)

(お問合せは、011-281-3505まで)